

阿賀野市告示第41号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年3月17日に阿賀野市議会において議決された令和5年度阿賀野市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、押切外四ヶ大字財産区特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の各予算の要領を別紙のとおり告示する。

令和5年3月23日

阿賀野市長 田 中 清 善

令和5年度 阿賀野市一般会計予算

令和5年度阿賀野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,170,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年 3月 2日 提出

阿賀野市長 田中清善

令和5年 3月17日 議決

阿賀野市議会議長 市川英敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		4,802,396
	1 市 民 税	1,887,068
	2 固 定 資 産 税	2,476,855
	3 軽 自 動 車 税	181,269
	4 市 た ば こ 税	249,627
	5 鉱 産 税	2
	6 入 湯 税	7,575
2 地 方 譲 与 税		220,904
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	55,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	155,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	10,904
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		20,000
	1 配 当 割 交 付 金	20,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		65,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	65,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		900,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	900,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		18,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		15,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	15,000

款	項	金額
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		1,797
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	1,797
11 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
12 地方交付税		7,200,000
	1 地方交付税	7,200,000
13 交通安全対策特別交付金		3,982
	1 交通安全対策特別交付金	3,982
14 分担金及び負担金		32,524
	1 負担金	32,524
15 使用料及び手数料		138,473
	1 使用料	74,280
	2 手数料	64,193
16 国庫支出金		2,775,641
	1 国庫負担金	2,083,281
	2 国庫補助金	685,027
	3 国庫委託金	7,333
17 県支出金		1,662,861
	1 県負担金	917,417
	2 県補助金	539,878
	3 県委託金	185,566
	4 県貸付金	20,000
18 財産収入		11,621
	1 財産運用収入	11,552

款	項	金 額
	2 財 産 売 払 収 入	69
19 寄 附 金		521,703
	1 寄 附 金	521,703
20 繰 入 金		1,225,930
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2,336
	2 基 金 繰 入 金	1,223,594
21 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
22 諸 収 入		501,168
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	8,000
	2 預 金 利 子	13
	3 貸 付 金 元 利 収 入	260,121
	4 受 託 収 入	44,692
	5 雑 入	188,342
23 市 債		1,801,000
	1 市 債	1,801,000
歳 入	合 計	22,170,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		150,223
	1 議会費	150,223
2 総務費		2,833,533
	1 総務管理費	2,444,019
	2 徴税費	201,337
	3 戸籍住民基本台帳費	122,547
	4 選挙費	28,284
	5 統計調査費	9,813
	6 監査委員費	27,533
3 民生費		6,579,883
	1 社会福祉費	3,508,321
	2 児童福祉費	2,603,816
	3 生活保護費	467,740
	4 災害救助費	6
4 衛生費		3,755,591
	1 保健衛生費	1,665,325
	2 清掃費	2,090,266
5 労働費		20,347
	1 労働諸費	20,347
6 農林水産業費		705,188
	1 農業費	671,947
	2 林業費	11,043
	3 畜産業費	22,198
7 商工費		503,879
	1 商工費	503,879

款	項	金額
8 土 木 費		2,639,626
	1 土 木 管 理 費	168,152
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,093,579
	3 河 川 費	48,676
	4 都 市 計 画 費	1,322,785
	5 住 宅 費	6,434
9 消 防 費		904,139
	1 消 防 費	904,139
10 教 育 費		1,823,448
	1 教 育 総 務 費	399,037
	2 小 学 校 費	344,931
	3 中 学 校 費	220,434
	4 幼 稚 園 費	171,978
	5 学 校 給 食 費	204,879
	6 社 会 教 育 費	327,640
	7 保 健 体 育 費	154,549
11 公 債 費		2,224,118
	1 公 債 費	2,224,118
12 諸 支 出 金		25
	1 基 金 支 出 金	25
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	22,170,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期総合計画等策定支援業務委託料	令和6年度	3,700
運転免許証自主返納者支援タクシー利用券 (令和5年度分)	令和6年度から 令和7年度まで	令和5年度に給付した タクシー利用券につい て、阿賀野市高齢者運 転免許証自主返納者支 援事業実施要綱第7条 に規定する2カ年以内 の利用期間の内、令和 5年度中に利用されな かった額
新潟県電子申請システム市町村共同利用負担金	令和6年度から 令和8年度まで	1,600
地域福祉計画策定支援業務委託料	令和6年度	2,500
第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料	令和6年度	2,500
高等職業訓練促進給付金	阿賀野市高等職業訓 練促進給付金等支給 要綱第5条及び別表 で定める期間	阿賀野市高等職業訓練 促進給付金等支給要綱 第5条及び別表で定め る金額

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企画事業	900	普通貸借の方法による	3.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者との取り決めによる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
上水道安全対策事業	3,600			
母子衛生事業	15,000			
ごみ処理施設整備事業	1,284,800			
県営湛水防除事業	20,600			
国営附帯・県営かんがい排水事業	4,400			
ほ場整備事業	4,300			
農業振興事業	6,500			
道路新設改良事業	26,200			
道路維持補修事業	251,800			
高規格救急車整備事業	27,900			
臨時財政対策債	90,000			
借換債	65,000			

令和5年度 阿賀野市国民健康保険特別会計予算

令和5年度阿賀野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 196, 207 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年 3月 2日 提 出

阿 賀 野 市 長 田 中 清 善

令和5年 3月17日 議 決

阿賀野市議会議長 市川英敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		773,975
	1 国民健康保険税	773,975
2 一部負担金		2,210
	1 一部負担金	2,210
3 使用料及び手数料		330
	1 手数料	330
4 県支出金		3,095,477
	1 県補助金	3,095,476
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		311,030
	1 一般会計繰入金	311,029
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		13,183
	1 延滞金加算金及び過料	9,900
	2 雑収入	3,283
歳 入 合 計		4,196,207

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		59,922
	1 総務管理費	55,092
	2 徴税費	4,286
	3 運営協議会費	232
	4 趣旨普及費	312
2 保険給付費		3,057,782
	1 療養諸費	2,649,281
	2 高額療養費	395,774
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	8,825
	5 葬祭諸費	3,900
3 国民健康保険事業費納付金		1,028,900
	1 医療給付費分	672,251
	2 後期高齢者支援金等分	274,426
4 保健事業費		39,013
	1 保健事業費	39,013
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		9,588
	1 償還金及び還付加算金	3,553
	2 繰出金	6,035

款	項	金額
8 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		4,196,207

議案第 13 号

令和5年度 阿賀野市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度阿賀野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 917,198 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年 3月 2日 提 出

阿 賀 野 市 長 田 中 清 善

令和5年 3月17日 議 決

阿賀野市議会議長 市 川 英 敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		313,270
	1 後期高齢者医療保険料	313,270
2 使用料及び手数料		36
	1 手 数 料	36
3 繰 入 金		602,238
	1 一 般 会 計 繰 入 金	602,238
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,653
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	210
	3 雑 入	1,442
歳 入 合 計		917,198

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		16,901
	1 総務管理費	13,459
	2 徴収費	3,442
2 後期高齢者医療広域連合納付金		897,059
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	897,059
3 保健事業費		2,578
	1 保健事業費	2,578
4 諸支出金		210
	1 償還金及び還付加算金	210
5 予備費		450
	1 予備費	450
歳出	合計	917,198

令和5年度 阿賀野市介護保険特別会計予算

令和5年度阿賀野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,311,899 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年 3月 2日 提 出

阿 賀 野 市 長 田 中 清 善

令和5年 3月17日 議 決

阿賀野市議会議長 市 川 英 敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,041,933
	1 介 護 保 険 料	1,041,933
2 使 用 料 及 び 手 数 料		65
	1 手 数 料	65
3 国 庫 支 出 金		1,258,245
	1 国 庫 負 担 金	882,558
	2 国 庫 補 助 金	375,687
4 支 払 基 金 交 付 金		1,378,498
	1 介 護 給 付 費 交 付 金	1,341,291
	2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	37,207
5 県 支 出 金		768,067
	1 県 負 担 金	731,958
	2 県 補 助 金	36,109
6 財 産 収 入		6
	1 財 産 運 用 収 入	6
7 繰 入 金		856,443
	1 一 般 会 計 繰 入 金	792,463
	2 基 金 繰 入 金	63,980
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		8,641
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,640
歳 入	合 計	5,311,899

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		93,101
	1 総務管理費	44,144
	2 徴収費	5,441
	3 介護認定審査会費	40,688
	4 計画策定委員会費	2,756
	5 地域密着型サービス運営委員会費	72
2 保険給付費		4,967,747
	1 介護サービス費	4,447,293
	2 介護予防サービス等諸費	94,012
	3 高額介護サービス等費	129,951
	4 特定入所者介護サービス等費	293,521
	5 その他諸費	2,970
3 地域支援事業費		247,242
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	116,254
	2 一般介護予防事業費	30,923
	3 包括的支援事業・任意事業費	99,825
	4 その他諸費	240
4 基金積立金		7
	1 基金積立金	7
5 諸支出金		802
	1 償還金及び還付加算金	801

款	項	金 額
	2 線 出 金	1
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歲 出	合 計	5,311,899

議案第 15 号

令和5年度 阿賀野市押切外四ヶ大字財産区特別会計予算

令和5年度阿賀野市の押切外四ヶ大字財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,008 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年 3月 2日 提 出

阿 賀 野 市 長 田 中 清 善

令和5年 3月17日 議 決

阿賀野市議会議長 市 川 英 敏

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		5,005
	1 財産運用収入	5,005
2 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		5,008

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産管理費		4,893
	1 委員会費	547
	2 一般管理費	4,346
2 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
3 諸支出金		50
	1 繰出金	50
4 予備費		64
	1 予備費	64
歳出合計		5,008

議案第 16 号

令和5年度 阿賀野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度阿賀野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	17,665栓
(2) 年間総有収水量	5,521,000m ³
(3) 一日平均有収水量	15,085m ³
(4) 主要事業	711,860千円
・配水設備工事費	116,059千円
・管路耐震化事業費	277,613千円
・浄水設備改良費	229,688千円
・中央監視設備更新事業費	88,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 水道事業収益	1,312,545千円
第1項 営業収益	1,157,428千円
第2項 営業外収益	154,917千円
第3項 特別利益	200千円

< 支 出 >

第1款 水道事業費用	1,210,725千円
第1項 営業費用	1,114,676千円
第2項 営業外費用	94,849千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 664,491千円 は当年度損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的収入	470,250千円
第1項 企業債	364,000千円
第2項 国庫補助金	7,233千円
第3項 工事負担金	95,397千円
第4項 出資金	3,600千円
第5項 固定資産売却代金	20千円

< 支 出 >

第1款 資本的支出	1,134,741千円
第1項 建設改良費	713,908千円
第2項 企業債償還金	419,833千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設設置土地借上料	令和5年度から 令和7年度まで	105千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円		%	
配水管整備事業	12,000	証書借入	年3.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。
管路耐震化事業	165,000			
浄水設備改良事業	130,000			
中央監視設備更新事業	57,000			
計	364,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 報 酬 64千円
- (2) 職 員 給 与 費 148,019千円
- (3) 交 際 費 50千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,748千円 と定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

阿賀野市長 田中 清善

令和 5 年 3 月 17 日 議決

阿賀野市議会議長 市川 英敏

議案第 17 号

令和5年度阿賀野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度阿賀野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間有収水量	3,313,074m ³
(2) 一日平均有収水量	9,052m ³
(3) 主な建設改良事業	527,483千円
・整備費(管渠工事)	325,082千円
・改良費(処理場設備等改良工事)	164,677千円
・流域下水道建設負担金	37,224千円
・固定資産購入費	500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 下水道事業収益	1,838,581千円
第1項 営業収益	483,677千円
第2項 営業外収益	1,344,447千円
第3項 特別利益	10,457千円

< 支 出 >

第1款 下水道事業費用	1,802,977千円
第1項 営業費用	1,587,604千円
第2項 営業外費用	211,273千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 438,639千円 は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的収入	1,264,103千円
第1項 企業債	637,100千円
第2項 他会計出資金	52,801千円
第3項 他会計負担金	48,531千円
第4項 他会計補助金	317,354千円
第5項 国庫補助金	170,500千円
第6項 県補助金	7,728千円
第7項 受益者負担金及び分担金	23,088千円
第8項 基金繰入金	7,000千円
第9項 固定資産売却代金	1千円

< 支 出 >

第 1 款	資本的支出	1,702,742千円
第 1 項	建設改良費	527,483千円
第 2 項	企業債償還金	1,160,525千円
第 3 項	基金支出金	12,734千円
第 4 項	予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
阿賀野市排水設備設置資金 利子補給金 (令和5年度分)	阿賀野市排水設備設置資金 融資及び利子補給要綱第4条 に規定する貸付対象者につ いて、第5条第2項第2号に定 める償還期間	阿賀野市排水設備設置資金 融資及び利子補給要綱第5条第1 項に規定する融資額に、第8 条に定める利子補給率を乗じ て得た額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業債	千円 287,500	普通貸借の方法 による	年3.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金については、その融資条件 により、銀行その 他の場合には債権 者との取り決めに よる。 ただし、市財政 その他の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還もし しくは低利債に借 り換えすることが できる。
資本費平準化債	349,600			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

80,070千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は317,354千円である。

令和 5年 3月 2日 提出
阿賀野市長 田中 清善

令和 5年 3月 17日 議決
阿賀野市議会議長 市川 英敏

議案第 18 号

令和5年度 阿賀野市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度阿賀野市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

1. 固定資産整備費 594,542千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 病院事業収益	345,549千円
第1項 医業収益	1,686千円
第2項 医業外収益	343,863千円

< 支 出 >

第1款 病院事業費用	679,392千円
第1項 医業費用	638,704千円
第2項 医業外費用	40,688千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 46,762千円 は当年度損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的収入	738,885千円
第1項 補助金	347,437千円
第2項 出資金	391,448千円

< 支 出 >

第1款 資本的支出	785,647千円
第1項 建設改良費	594,542千円
第2項 企業債償還金	191,105千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,014千円

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の運営のため一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、364,248千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種類	名称	数量
	医療器機	医療情報システム	1

令和 5年 3月 2日 提出

阿賀野市長 田中 清善

令和 5年 3月17日 議決

阿賀野市議会議長 市川 英敏